

第7回黒石市新型コロナウイルス感染症総合対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部) 会議 概要

日 時：令和2年5月7日（木）午後4時

場 所：黒石市役所 庁議室

1 本部長あいさつ

国が緊急事態宣言の実施期間を5月31日まで延長したことについては、感染の状況が厳しい地域や他県からの人の往来を制限するという点で、しっかりとした対応だと考えている。緊急事態宣言が延長されたことに伴い県では、子供たちの教育環境を最優先に考え、併せて県内の経済状況等を踏まえた対策に取り組みだしたと認識している。これを踏まえ、本市としては5月10日以降の対応を本日の会議で検討し、市民に情報を伝えていきたいと考えている。

2 緊急事態宣言の実施期間延長に伴う市の対応について（公共施設等の休止について事務局から説明）

事務局

5月4日に政府対策本部において緊急事態宣言の実施期間を5月31日まで延長することを決定した。その中で特定警戒都道府県以外の34県については自粛要請等が部分的に緩和された。これを受け、5月5日青森県知事メッセージが出され、緊急事態措置の内容変更、要請がされた。主な内容は以下のとおりである。

- ・ 不要不急の外出を自粛するよう要請をしていたが、「不要不急の外出」という部分が削除され、3密を避けてソーシャルディスタンスの考えを取り入れるという考え方に変わった。
- ・ 都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛要請は、大型連休の終了に伴い終了するが、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力控える。
- ・ 特定警戒都道府県との往来について自粛するよう要請する。
- ・ 施設の使用停止の要請については終了する。
- ・ イベント、会議、スポーツ、夜間の会食等も含め、あらゆる場面において密閉、密集、近距離での会話といった「3つの密」を避けることを徹底するよう協力の要請をする。
- ・ 感染リスクを低減するためできるだけ「ゼロ密」を目指すよう協力の要請をする。

この県知事からの緊急事態措置の変更、要請を受け市では以下の対応を行う。

- ・ 県知事から要請のあった事項について市民へ周知する。

- ・緊急事態宣言の延長を受けて5月11日から31日までの対応を協議する。

(市の公共施設の休止等の対応は別紙一覧のとおり)

3 各部長からの補足説明

商工観光部

津軽伝承工芸館、津軽こけし館は広域的なお客様や団体客をターゲットにしているため休止としている。周辺の宿泊業の大部分が5月末まで自主休業ということも踏まえ決定した。

教育委員会

スポカルイン黒石については、フィットネスの利用を引き続き休止する。メインアリーナ、親子アリーナは5月11日から貸館は行うが、メインアリーナの利用時間は2時間、1時間毎の換気を利用者に周知し、利用人数は50人未満とする。2時間の利用の後は1時間休みを入れ、また2時間の貸し出しを行う。親子アリーナもメインアリーナと同様、利用時間は2時間、1時間毎の換気を利用者に周知し、利用人数は10人までとする。大会議室と中会議室については、利用者に新型コロナウイルス感染症の予防対策を十分にとっていただいたうえで貸し出しを行う。スポーツ交流センターについては、アリーナの貸し出しは行うが、利用時間は2時間、1時間毎の換気を利用者に周知し、利用人数は20人未満とする。個人利用についても同様とする。武道場は休止とする。運動公園の有料施設については、利用者に新型コロナウイルス感染症の予防対策を十分にとっていただいたうえで貸し出し等を再開することとしている。なお、大会等については除く。

建設部

東公園の駐車場及び駐車場への道路の閉鎖については、花の散り具合を見て対応を決める。

4 その他各部からの報告事項について

商工観光部

ゴールデンウィーク中に問い合わせが6件あった。内訳は10万円給付が1件、市の支援給付金が4件、セーフティネットが1件であった。給付時期や対象の業種についてが主なものであった。

本部長から

国、県、市のさまざまな対策事業について、担当する部署においては、いろいろな知恵等を出しながら、1日でも早く給付できる環境に努めていただきたい。今後も、市民目線で一つひとつの対応を行っていきたいと考えている。